証券コード　151A
2024年９月11日
（電子提供措置の開始日 2024年９月4日）

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目８番１号
株式会社ダイブ
代表取締役社長　庄　子　　潔

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト
　　https://dive.design/ir/stock-meeting
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東京証券取引所ウェブサイト
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年９月25日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2024年９月26日（木曜日）午前11時00分
2. 場　　所　　東京都新宿区四谷一丁目６番１号
　　コモレ四谷 四谷タワー3階　Room D
3. 目的事項
　報告事項　　第24期（2023年７月1日から2024年６月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第1号議案　資本金の額の減少（減資）の件
　　第2号議案　社外監査役1名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

（1）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。議決権の行使期限は2024年９月25日（水曜日）午後６時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

なお、スマートフォンによる議決権行使につきましては、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、議決権行使を行ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（2）郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年９月25日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

（3）複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

第24期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）事業報告

事　業　報　告

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響はほぼ解消し、観光業界では訪日外国人旅行者の増加が続き、景気は緩やかな回復傾向が見られます。一方で、資源・エネルギー価格の高騰、不安定な世界情勢を背景とした景気後退懸念など、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

観光業界におきましては、訪日外国人旅行者による宿泊等の体験型サービス消費が増加し、国内観光業におけるインバウンド需要の増加が見られました（出典:国土交通省 観光庁「訪日外国人消費動向調査」）。また、訪日外国人旅行者が2024年６月で４ヶ月連続300万人を突破し、単月としては過去最高の313.5万人を記録しました（出典:JNTO 日本政府観光局「訪日外客数（2024年６月推計値）」）。加えて、当事業年度における日本人国内旅行消費額が前年を上回り、日本人の宿泊需要も増加しておりました（出典:国土交通省 観光庁「旅行・観光消費動向調査2024年４-６月期（速報）」）。このような状況のもと、当社は国内観光業における人材需要の増加に対応するため、継続的な広告宣伝投資を行い求職者の確保に努めてまいりました。

観光ＨＲ事業におきましては、宿泊業等を中心とした日本人国内旅行者の宿泊需要に加え、訪日インバウンド市場の活性化に伴い、当社取引先である宿泊施設等の人材需要が引き続き旺盛でありました。取引先企業の人手不足の課題を解決すべく、特定技能の宿泊分野において、観光・宿泊業の専門スキルを学ぶ外国人学生に向けた日本での就労支援を行うため、海外の教育機関等とMOU（協力覚書）を締結いたしました。また、求職者の利便性向上を図るためのホームページ（リゾートバイトダイブ）のリニューアル及び求職者向けの「勤務先レビュー」の公開や、翌期も見据えた求職者確保のための大型広告宣伝投資を行ってまいりました。これにより、2023年７月～2024年６月における年間就業者数は9,320名（前期比18.8％増）、LINE友だち数は128,065名（前期比61.6％増）となりました。

その他に、派遣スタッフの勤務期間長期化への取り組みも奏功し、派遣スタッフ１名あたりの売上高は1,244千円（前期比27.1％増）となりました。

地方創生事業におきましては、2023年７月１日に茨城県常陸大宮市に「ザランタンひたち大宮」を新規開業、2024年３月１日に香川県東かがわ市に滞在型アウトドアホテルであ

る「クラフトホテル瀬戸内」を新規開業いたしました。また、2024年４月１日に香川県東かがわ市の大池オートキャンプ場の指定管理者となり運営を開始し、グランピング施設を兼ね備えた「ザランタン東かがわ｜大池オートキャンプ場」としての開業準備（2024年７月１日に営業開始）を進めてまいりました。
　既存のグランピング施設においては、本格シーズン到来に向け積極的に設備投資を行い、集客強化及びアクティビティコンテンツや施設インフラの拡充等を進めてまいりました。

　情報システム事業におきましては、未経験エンジニアの育成や、大型案件獲得及び年度末需要獲得等の営業活動に加えて、工数管理による早期納品等に努めました。

　以上の結果として、基幹事業である観光ＨＲ事業を中心に当社の業績は堅調に推移し、当事業年度における売上高は12,363,389千円（前期比49.6％増）、営業利益は542,316千円（前期比351.9％増）、経常利益は546,588千円（前期比296.3％増）、当期純利益は320,998千円（前期比90.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況
　当事業年度に実施した設備投資の総額は758,474千円であり、その主なものは次のとおりであります。

地方創生事業の施設投資	496,086千円
地方創生事業のシステム開発投資	122,141千円

(3) 資金調達の状況
　当社は、2024年３月27日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額611,156千円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題
① 派遣スタッフの確保について
　基幹事業である観光ＨＲ事業においては、人材オーダー増加により必要とする派遣スタッフ人数の獲得が困難となる可能性があるため、認知拡大プロモーション、及び継続的なシステム開発による業務効率化等を行うことにより派遣スタッフの集客強化に努めてまいります。

② 競合の激化、及び新規参入について

現在、当社が事業を展開している観光ＨＲ事業、地方創生事業等において、競合企業が複数存在しており、一定の競争環境があるものと認識しております。当社は、主力としている観光ＨＲ事業の更なる強化に加え、地方創生事業の集客強化及びアクティビティコンテンツや施設インフラの拡充等を加速させてまいります。

その他にも、積極的なマーケティング活動やカスタマーサポートの充実等に取り組んでおり、各市場において優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。今後も顧客ニーズへの対応を図りながら、事業を高度化、複合化、複雑化し、競争優位性を高めることに努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化とともに、確固たる内部管理体制の構築を通じた業務の標準化・効率化を図ることが重要であると考えております。当社は、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第21期 2021年６月期	第22期 2022年６月期	第23期 2023年６月期	第24期 2024年６月期
売上高	2,758,441千円	4,009,532千円	8,265,919千円	12,363,389千円
経常利益又は経常損失（△）	△212,610千円	23,783千円	137,932千円	546,588千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△257,970千円	11,494千円	168,348千円	320,998千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△107.49円	4.79円	70.15円	128.57円
総資産	2,133,518千円	2,339,775千円	3,146,045千円	4,314,946千円
純資産	783,317千円	795,486千円	963,835千円	1,895,989千円

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．第21期は、決算期変更に伴い、2020年４月１日から2021年６月30日までの15か月間となっております。
３．2023年11月24日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業の区分	事業内容
観光ＨＲ事業	人材派遣事業、人材紹介事業
地方創生事業	宿泊事業
情報システム事業	情報システムサポート事業

（9）主要な営業所（2024年６月30日現在）

名称	所在地
東京本社	東京都新宿区
札幌オフィス	北海道札幌市北区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
大阪オフィス	大阪府大阪市浪速区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
沖縄オフィス	沖縄県那覇市

（10）従業員の状況（2024年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減
156名	22名増

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）及び当社雇用の派遣社員は含んでおりません。

（11）主要な借入先（2024年６月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社百十四銀行	180,000千円
株式会社三井住友銀行	127,317千円
株式会社商工組合中央金庫	34,870千円
株式会社みずほ銀行	16,700千円

（12）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　9,600,000株
(2) 発行済株式の総数　2,765,000株
(3) 株主数　479名
(4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
庄子　潔	1,152,845株	41.69%
合同会社なかなか	714,440株	25.83%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN (CASHPB)	122,400株	4.42%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE−AC)	121,925株	4.40%
ダイブ従業員持株会	86,010株	3.11%
KGI ASIA LIMITED−CLIENT ACCOUNT	65,300株	2.36%
株式会社ＳＢＩ証券	53,600株	1.93%
ＳＢＩ４＆５投資事業有限責任組合	51,075株	1.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,500株	1.42%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	36,400株	1.31%

（注）自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

1．当社は、普通株式１株につき５株の割合をもって、2023年11月24日付で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は7,680,000株、発行済株式総数は1,920,000株それぞれ増加しております。
2．2023年11月16日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。
3．2024年3月27日付で東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う2024年３月26日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数が365,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第２回新株予約権

発行決議の日	2021年８月25日
新株予約権の数	31,060個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る）	 ２名 ２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	普通株式　155,300株
新株予約権の発行価額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	１個あたり340円
新株予約権の行使期間	2023年９月16日～2031年９月15日
新株予約権の主な行使条件	Ⅰ．新株予約権者は、新株予約権の割当日時点及び権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に有することを要する。ただし、取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合又は従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社となった場合は、当社取締役会の決議。以下同じ）により認めた場合は、この限りではない。 Ⅱ．新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。 Ⅲ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権の主な行使条件	Ⅳ．新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。 Ⅴ．新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役の過半数の決定により当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(注) 2023年11月８日開催の取締役会決議により、2023年11月24日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長である庄子潔は、当社の役職員や業務委託契約先等の社外協力者(以下「役職員等」という。)向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月13日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」(以下「本信託(第３回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第3回新株予約権)の受託者に対して、会社法に基づき2021年12月14日に第３回新株予約権(2021年12月10日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第３回新株予約権)は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第３回新株予約権39,660個(１個当たり５株相当)を段階的に分配するものです。

既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来に実施されるパフォーマンス評価を基に将来時点でインセンティブの分配の可否及び多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものです。

第３回新株予約権の分配を受けた者は、当該第３回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第３回新株予約権)の概要は以下のとおりです。

第３回新株予約権

信託の名称	時価発行新株予約権信託®
決議年月日	2021年12月10日
委託者	コタエル・ホールディングス株式会社
受託者	庄子　潔
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日	2021年12月13日
信託の種類と新株予約権数	第３回新株予約権　39,660個
信託期間満了日	2022年６月30日
信託の目的	本信託（第３回新株予約権）は、当社の現在及び将来の役職員等のうち、当社の企業価値向上に持続的かつ精力的に貢献する意思と能力を備えた者に対して、第３回新株予約権を交付することを目的としております。
受益者適格要件	当社の定める交付ガイドラインでは、当社の代表取締役社長である庄子潔を除く取締役によって構成され、社外役員が過半数を占める評価委員会が、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために著しい貢献を期待できる役職員等を選出し、当該役職員等の対象アクションを踏まえた今後の貢献期待度に応じて、定められた頻度で当社の役職員等の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に評価委員会によって当社役職員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき新株予約権の個数を決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	庄　子　　潔	
取締役	山　本　拓　嗣	プロジェクト推進担当 株式会社宿屋塾 代表取締役
取締役	野　方　慎太郎	営業本部長
取締役	山　口　豪　志	株式会社54 代表取締役社長 株式会社ネットスケット 取締役 IY Holdings株式会社 取締役会長 LITEVIEW株式会社 社外取締役 DXHR株式会社 社外取締役
取締役	山　中　哲　男	株式会社トイトマ 代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社 社外取締役 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター 理事 トモリアホールディングス株式会社 取締役 株式会社ミナデイン 社外取締役 株式会社バルニバービ 社外取締役 株式会社GreenEnergy&Company 社外取締役
取締役	岩　井　裕　之	かっこ株式会社 代表取締役 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役
監査役	稲　川　　静 (戸籍名：岩﨑　静)	常勤監査役
監査役	吉　野　公　浩	石嵜・山中総合法律事務所 代表弁護士 サザンカパートナーズ株式会社 監査役
仮監査役	小　泉　大　輔	株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社地域新聞社 社外監査役 株式会社アイティフォー 社外取締役（監査等委員） 株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス 社外監査役 株式会社LOOPLACE 社外取締役（監査等委員）

（注）1．監査役榊正壽氏の逝去により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代表者）の選任の申立てを行い、2024年６月26日付で小泉大輔氏が仮監査役（社外監査役）に選任され、就任いたしました。

2．山口豪志氏、山中哲男氏、岩井裕之氏は、社外取締役であります。３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3．稲川静氏、吉野公浩氏、小泉大輔氏は、社外監査役であります。３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4．仮監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役榊正壽氏は2024年４月８日に逝去されたことから監査役を退任いたしました。
6．当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任時の地位及び重要な兼職の状況等
榊　　正　壽	2024年４月８日	監査役 合同会社ユーモハウスS 業務執行社員 榊公認会計士事務所 代表 株式会社フージャースホールディングス 取締役（監査等委員） セーラー万年筆株式会社 取締役（監査等委員）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である山口豪志、山中哲男、岩井裕之と、社外監査役である稲川静、吉野公浩、榊正壽と会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を損害賠償金額の限度とする「責任限定契約」を就任時に締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、その過半数が社外役員で構成されております。

同委員会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

（イ）基本方針
　取締役の報酬の決定に当たっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、決定しております。

（ロ）業務執行を担当する取締役の報酬
・短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
・社内外からの優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
・在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうるよう、期間業績に対応した処遇であること

（ハ）業務執行を担当しない取締役の報酬
・経営一般の監督機能等を適切に発揮できるよう、経営側の意向に左右されない、独立性を担保できる報酬構成であること
・社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

（ニ）業績連動報酬
　当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与により構成しております。業績連動報酬は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各事業年度の営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出し、決定しております。なお、当事業年度における業績連動報酬は支給しておりません。

（ホ）報酬の決定プロセス
　当社は取締役の報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役岩井裕之を委員長とし、代表取締役社長庄子潔、社外取締役山中哲男で構成されております。
　取締役会は、指名報酬委員会に対し、取締役の報酬等の体系、水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し答申を受け、その結果を踏まえて、取締役会において取締役の報酬を決定しております。

（ヘ）当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬については、指名報酬委員会が原案について決定方針及び多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると認識しております。

（ト）取締役の個人別の報酬額の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については、指名報酬委員会を構成する各委員の評価を経て、取締役会において決議のうえ、代表取締役社長庄子潔に一任しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	69,034 (5,400)	69,034 (5,400)	—	—	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	6,900 (6,900)	6,900 (6,900)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	75,934 (12,300)	75,934 (12,300)	—	—	9 (6)

（注）1．上表には、2024年４月８日に逝去により退任した社外監査役１名を含み、無報酬の社外監査役１名を除いております。

2．取締役の報酬限度額は、2023年９月29日開催の定時株主総会にて年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役３名）であります。

3．監査役の報酬限度額は、2019年６月28日開催の定時株主総会にて年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名（うち社外監査役２名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と関係のある社外役員の重要な兼職先はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山　口　豪　志	当事業年度開催の取締役会23回中23回に出席しております。同氏は、事業法人の経営者や社外取締役として、ベンチャー企業の育成や支援等を中心に、豊富な企業経営やマーケティングに関する知見を有しており、当該観点から経営戦略や事業拡大をはじめ、広域にわたる提言を行っております。
社外取締役	山　中　哲　男	当事業年度開催の取締役会23回中23回に出席しております。同氏は、事業法人の経営者や各省庁のアドバイザーとして培った企業経営及び地方創生に関する豊富な経験、知見を有しており、当該観点から経営戦略や投資戦略をはじめ、広域にわたる提言を行っております。
社外取締役	岩　井　裕　之	当事業年度開催の取締役会23回中23回に出席しております。同氏は、かっこ株式会社の代表取締役を務めており、上場企業の経営者として、経営戦略のみならず、リスク管理やコーポレート・ガバナンスにも高い知見を有しており、当該観点から経営戦略に関して広域にわたる提言を行っております。
社外監査役	稲　川　　静	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会17回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	吉　野　公　浩	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会17回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	榊　　正　壽	2024年４月８日に退任するまでに開催した取締役会18回中18回、監査役会13回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地、及び様々な企業や学校法人での豊富な経験や見識に基づき適宜発言を行っておりました。
社外監査役	小　泉　大　輔	在任期間において出席すべき取締役会、監査役会はございませんが、複数の企業の監査役及び監査等委員を務める等企業経営に関する豊かな経験と知識を有するとともに、公認会計士としての専門的知識を有しており、業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待し、選任いたしました。

（ロ）当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,545千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象
太陽有限責任監査法人

② 処分内容
・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月(2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査)に関与することの禁止３ヶ月(2024年１月１日から同年３月31日まで)

③ 処分理由
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、ダイブ行動指針を制定し、周知・徹底を図る。

② コンプライアンスを推進する体制としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。

③ 総務部長は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。

④ 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

⑤ 内部監査チームを編成し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑥ 法令違反その他法令疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはリスクコンプライアンス委員会が適切に対応する。

⑦ 社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 内部監査チームは、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理を体系的に規定する「リスクコンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。

② 当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、総務部長が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。

③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④　内部監査チーム及び各部門の責任者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
⑤　BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の復旧に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①　職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
②　中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
③　経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①　当社では、子会社を主管する部門が「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとする。
②　当社では、「関係会社管理規程」において子会社との協議事項等を定め、適宜子会社からの報告を受けるものとする。
③　当社では、倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、子会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などにより、子会社としての内部統制システムの整備を図るものとする。
④　子会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、子会社としての内部統制システムの整備を図るものとする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①　監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
②　代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
③　会社は、監査役、会計監査人及び内部監査チームが、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

④　会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が必要と認める時は、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
⑤　監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制
①　財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(8) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
①　反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
②　上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
③　警察、顧問弁護士及び暴力追放運動推進センター等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うとともに、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた契約書を別途交わす。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
①　当社では、取締役及び監査役全員出席のもと、原則月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
②　監査役会は、原則月１回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
③　当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通じて代表

取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスの遵守に関しては、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を原則四半期に１回開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2024年６月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金額	科　　目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**3,245,993**	**流動負債**	**2,176,113**
現金及び預金	2,038,006	買掛金	13,707
売掛金	1,161,568	短期借入金	30,000
その他	54,512	１年内返済予定の長期借入金	135,411
貸倒引当金	△8,094	未払金	828,556
固定資産	**1,068,952**	未払費用	221,517
有形固定資産	**705,902**	未払法人税等	192,363
建物及び構築物	457,776	未払消費税等	453,962
減価償却累計額	△29,867	資産除去債務	1,028
建物及び構築物（純額）	427,908	賞与引当金	112,979
車両運搬具	13,684	その他	186,588
減価償却累計額	△6,599	**固定負債**	**242,842**
車両運搬具（純額）	7,085	長期借入金	193,476
工具、器具及び備品	184,481	資産除去債務	49,366
減価償却累計額	△50,695		
工具、器具及び備品（純額）	133,785	**負債合計**	**2,418,956**
土地	79,308	【純資産の部】	
建設仮勘定	57,814	**株主資本**	**1,895,315**
無形固定資産	**215,103**	**資本金**	**315,578**
ソフトウエア	58,858	**資本剰余金**	**305,578**
ソフトウエア仮勘定	155,867	資本準備金	305,578
その他	378	**利益剰余金**	**1,274,159**
投資その他の資産	**147,946**	その他利益剰余金	1,274,159
差入保証金	97,029	繰越利益剰余金	1,274,159
繰延税金資産	47,653	**新株予約権**	**674**
その他	3,263	**純資産合計**	**1,895,989**
資産合計	**4,314,946**	**負債及び純資産合計**	**4,314,946**

（注）千円未満は切り捨て表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2023年 7 月 1 日
至　2024年 6 月30日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**12,363,389**
売上原価		**9,410,961**
売上総利益		**2,952,427**
販売費及び一般管理費		**2,410,111**
営業利益		**542,316**
営業外収益		
受取利息	14	
手数料収入	20,724	
その他	929	21,669
営業外費用		
支払利息	6,003	
社債利息	328	
上場関連費用	10,034	
その他	1,031	17,397
経常利益		**546,588**
特別損失		
固定資産除却損	8,359	8,359
税引前当期純利益		**538,228**
法人税、住民税及び事業税	174,858	
法人税等調整額	42,372	217,230
当期純利益		**320,998**

（注）千円未満は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2023年７月１日
至　2024年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	―	―	953,160	953,160	963,160
当期変動額						
新株の発行	305,578	305,578	305,578			611,156
当期純利益				320,998	320,998	320,998
当期変動額合計	305,578	305,578	305,578	320,998	320,998	932,154
当期末残高	315,578	305,578	305,578	1,274,159	1,274,159	1,895,315

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	674	963,835
当期変動額		
新株の発行		611,156
当期純利益		320,998
当期変動額合計	―	932,154
当期末残高	674	1,895,989

（注）千円未満は切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

（観光ＨＲ事業）
①　人材派遣
観光ＨＲ事業による人材派遣は、主に宿泊施設に人材を派遣するサービスを行っております。人材派遣については、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当社の履行義務は派遣スタッフによる労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

②　人材紹介
観光ＨＲ事業による人材紹介は、主に宿泊施設に有期雇用の人材を紹介するサービスを行っております。宿泊施設等である取引先の直接雇用となります。当社の履行義務は当社が紹介した人材による労働力の提供に応じて充足されると判断し、紹介期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

（地方創生事業）
地方創生事業は、宿泊及びそれらに付帯するサービスの提供を行っております。これらは、顧客にサービスの提供が完了した時点及び商品を引き渡した時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務(財又はサービスの受渡)が充足されると判断し、収益を認識しております。

（情報システム事業）
情報システム事業は、SEサービス等の役務の提供を目的に準委任契約を締結し取引を行っております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、サービス提供により履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記
（1）固定資産の減損
①　計算書類に計上した金額
イ　有形固定資産　　705,902千円
ロ　無形固定資産　　215,103千円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社は、固定資産の減損損失の検討にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を各支店及び施設単位としており、当該単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の要否判定に当たり、各支店及び施設の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る固定資産については、その回収可能価額を正味売却価額又は使用価値との比較により決定の上、固定

資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来事業計画に基づき行われ、将来の売上高及び人件費や変動費等の経費の見積りに係る主要な仮定が含まれております。

将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経営環境の変動等により利益計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

① 計算書類に計上した金額　　47,653千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して判断しております。将来の課税所得の発生時期及び金額の見積りは、過去の実績並びに経営環境等の企業の外部要因に関する情報を反映した翌事業年度を含む取締役会によって承認された利益計画を基礎としております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により、実績の金額等が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	30,000千円
差引額	670,000千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	2,400,000株	365,000株	―	2,765,000株

（注）１．2023年11月24日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、当事業年度期首の株式数を記載しております。
２．2024年3月27日付で東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う2024年３月26日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数が365,000株増加しております。

（2）当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	2021年８月25日 株主総会決議分	2021年12月10日 株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	155,300株	198,300株
新株予約権の残高	31,060個	39,660個

（注）１．権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。
２．株式数に換算して記載しております。2023年11月24日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

5．税効果会計に関する注記
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	39,783千円
未払事業税	10,778千円
貸倒引当金	2,478千円
減価償却の償却超過額	1,513千円
投資有価証券評価損	3,955千円
資産除去債務	15,430千円
フリーレント賃料	5,070千円
その他	782千円
繰延税金資産小計	79,792千円
評価性引当額	△19,386千円
繰延税金資産合計	60,406千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	12,753千円
繰延税金負債合計	12,753千円
繰延税金資産純額	47,653千円

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については安全性の高い預金等を中心としており、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に発行体や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されており、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されており、変動金利支払の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)差入保証金	97,029	96,510	△518
資産計	97,029	96,510	△518
(2)長期借入金	328,887	327,548	△1,338
負債計	328,887	327,548	△1,338

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	1,510
非上場株式（投資有価証券）	0

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	2,038,006	—	—	—	—	—
売掛金	1,161,568	—	—	—	—	—
差入保証金	7,633	13,947	70,380	—	—	5,067
合計	3,207,208	13,947	70,380	—	—	5,067

（注）2．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	135,411	62,834	48,004	48,004	27,337	7,297

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	―	96,510	―	96,510
資産計	―	96,510	―	96,510
長期借入金	―	327,548	―	327,548
負債計	―	327,548	―	327,548

(*1) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定するため、レベル２の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

７．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益

（単位：千円）

	合計
観光ＨＲ事業	11,788,061
地方創生事業	491,499
情報システム事業	83,827
顧客との契約から生じる収益	12,363,389
その他の収益	―
外部顧客への売上高	12,363,389

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

契約資産については該当がありません。また、契約負債については、残高に重要性が乏しく重要な変動も発生しないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって当初に予想される契約期間が１年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	庄子　潔	―	―	当社代表取締役社長	(被所有)直接41.7間接25.8	債務の被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)1	51,986	―	―
							当社不動産賃借契約の債務被保証(注)2	7,826	―	―

（注）1．当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。取引金額には、被保証債務解消時点の残高を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。

2．当社の営業拠点等の不動産賃借契約について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。取引金額については、債務保証解消時点までの賃借料を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。

9．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産　685円47銭

１株当たり当期純利益　128円57銭

（注）当社は2023年11月24日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

（資本金の減少）

当社は、2024年８月15日開催の取締役会において、2024年９月26日開催予定の第24期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持するため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

2024年８月15日時点の資本金の額315,578,000円のうち、305,578,000円を減少させ、10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額305,578,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

①	取締役会決議日	2024年 ８月15日
②	定時株主総会決議日	2024年 ９月26日（予定）
③	債権者異義申述期間最終日	2024年11月 ５日（予定）
④	減資の効力発生日	2024年11月 ６日（予定）

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月27日

株式会社ダイブ
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　陶江　徹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石川　資樹　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ダイブの2023年７月１日から2024年６月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年７月１日から2024年６月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。ただし、2024年６月26日付で仮監査役に就任いたしました小泉は、就任前の期間における監査事項につき、在任の監査役より説明を聞くとともに重要な決済書類等を閲覧し、取締役等より報告を受け、監査いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年９月２日

株式会社ダイブ　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　稲川　　静　㊞
(戸籍名 岩﨑　　静)
社外監査役　　吉野　公浩　㊞
仮監査役（社外監査役）　　小泉　大輔　㊞

（注）1. 2024年６月26日付で、東京地方裁判所から小泉大輔氏を仮監査役として選任する旨の決定を受け、同日仮監査役として就任しております。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持するため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

（1）減少する資本金の額

資本金の額315,578,000円のうち、305,578,000円を減少させ、10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（2）減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額305,578,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年11月６日（予定）

第2号議案　社外監査役1名選任の件

当社は、2024年4月8日付の監査役　榊正壽氏の逝去に伴い、監査役の法定員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に仮監査役の選任の申立てを行い、2024年６月26日付で同裁判所より仮監査役として小泉大輔氏を選任した旨の通知を受け、現在仮監査役として就任しております。

仮監査役の任期は、本総会で後任の監査役が選任される時までとなっており、あらためて社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
こいずみ　だいすけ 小泉　大輔 (1970年９月５日生) <仮社外監査役在任年数（月数）３ヶ月> （本総会終結時）	1995年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社	０株
	2001年12月	同社退社	
	2002年１月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社	
	2003年１月	株式会社 KIA プロフェッショナル（現（株）オーナーズブレイン）設立 取締役	
	2003年６月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）退社	
	2003年７月	株式会社 KIA プロフェッショナル（現（株）オーナーズブレイン）代表取締役（現任）	
	2009年10月	(株)地域新聞社　社外監査役（現任）	
	2010年10月	(株)アイティフォー　監査役	
	2014年６月	一般社団法人 従業員所有事業協会　理事（現任）	
	2015年６月	(株)アイティフォー　社外取締役（監査等委員）（現任）	
	2018年３月	(株)ニューズ・ツー・ユーホールディングス社外監査役（現任）	
	2018年５月	(株)LOOPLACE　社外取締役（監査等委員）（現任）	
	2023年５月	学校法人神石高原学園　監事（現任）	
	2024年６月	当社　仮監査役（現任）	

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．小泉大輔氏は社外監査役候補者であります。
３．小泉大輔氏を社外監査役候補者とした理由は、略歴に記載のとおり、複数の企業の監査役及び監査等委員を務めるなど企業経営に関する豊かな経験と知識を有するとともに、公認会計士としての専門的知識を有しております。以上のことから、当社の監査役として、当社取締役の職務の執行を適切に監査いただくことが期待できるものと判断したことから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
４．小泉大輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
５．当社は、小泉大輔氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項及び当社定款の定めに基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額といたします。
６．当社は、取締役を含む当社役員等を被保険者として会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。役員等が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしており、小泉大輔氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以　上

第24期定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区四谷一丁目６番１号
コモレ四谷 四谷タワー３階　Room D



交　通　・JR 中央線、総武線　四ツ谷駅四ツ谷口より徒歩約１分
・東京メトロ 南北線　四ツ谷駅出口３より徒歩約１分
丸ノ内線四ツ谷駅出口１より徒歩約３分
※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。